

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う電話再診による処方箋発行について

新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、慢性疾患等で当院を定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して、電話診療による処方箋の発行ができるようになりました。

(令和2年2月28日付け厚生労働省通知)

## 1、対象となる方

当院に慢性疾患等で定期的に受診をされている患者さんのうち、主治医が電話での処方箋を発行できると判断した方

ただし、医師の判断により、電話による診療・処方箋発行ができない場合もございます。

その際は、医師の指示に必ず従ってください。

なお、この措置はあくまでも時限的なものですので、今後の状況により随時、変更、終了させていただきますので、予めご了承下さい。

※リウマチ科では、電話再診による処方箋の発行は行っておりません。

## 2、電話再診の流れ

- 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午後2時から午後5時まで
- 電話をかける前に以下の物を準備して下さい。
  - ①診察券
  - ②予約票
  - ③手元に残っているお薬
  - ④お薬手帳
  - ⑤希望する調剤薬局の店名、電話番号、FAX 番号
- 当院の代表電話 096-242-1000 におかけ頂き、「電話受診にて〇〇科の定期処方を出して貰いたい」旨をお伝えください。
- 看護師より必要な情報を聞き取りいたします。
- 主治医に確認後、当院よりお電話を差し上げます。（翌日以降になる場合がございます。）  
電話再診は、処方するにあたり必要最低限の診察となりますので、予めご了承下さい。  
診察時の症状等により、来院した上で対面診察が必要になる場合があります。
- 主治医が処方箋の発行が可能と判断した場合、当院より、ご希望の調剤薬局へ処方箋を FAX いたします。

## 3、薬の受取

- 薬の受取は、患者さんが事前に調剤薬局へ電話したうえでお受け取り下さい。
- お薬は、処方箋を発行した日（電話再診の日）を含めて、必ず4日以内にお受け取り下さい。

## 4、診療費の支払い

- 電話再診、処方箋の発行にかかる診療費は、次回来院時にまとめてお支払い下さい。